

## 篠栗町議会システム更新業務 仕様書

### 1 業務名

篠栗町議会システム更新業務

### 2 業務目的

本業務は、篠栗町議会における円滑な議事運営と町民への情報発信の充実を実現するため、議場等の老朽化した音響・映像システム等の機器更新、再構築を行う。また、現在傍聴できない委員会の内容を別室で視聴できるように映像機器や配線の整備や、インターネット配信サービスも合わせて更新することで、議会活動の活性化と町民へのより開かれた議会の実現を図ることを目的とする。

なお、今回のプロポーザルは、議会システムの更新の導入及び保守業者を選定するものであり、導入費用の支払については導入業者決定後に、導入費用は5年リース契約の入札を別に実施し、その入札落札業者からプロポーザル選定決定業者に支払うものとする。

### 3 設置場所

福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目1番1号  
篠栗町役場 3階 議場・委員会室などの必要箇所

### 4 履行期限

本業務の期間は、本契約締結日の翌日から令和12年3月31日までとする。

なお、リース契約については、令和11年12月31日までとし、町への無償譲渡後の保守業務については、令和12年3月31日までとする。

ただし、12月定例会初日に間に合うよう令和6年11月29日の引渡しとする。

また、引渡し日から令和6年12月27日までは、業務等の完了確認または検収期間とし、リースの始期は令和7年1月1日からとする。

### 5 契約概要（特記事項）

議会システムの導入に係る業務について契約し、支払については、町が改めて導入費用を5年リース契約の入札を実施し、その入札落札業者から導入費用を支払う。

### 6 納入機器

議場録音録画システム	一式
委員会室カメラ映像設備	一式
その他構築	一式

（別紙2「主要機器構成リスト」、別紙3「構成イメージ」参照）

### 7 システム仕様

別紙1「システム仕様」のとおり

## 8 完了報告

業務完了後、完了報告書、及び完成図書を速やかに提出すること。なお、完成図書については、導入機器一覧表、構成図、操作説明書等を提出すること。また、電子データも合わせて提出すること。

## 9 不要機器、備品の撤去

機器更新にあたり、更新前の不要機器や備品がある場合、協議の上、適正に撤去・処分し、その費用は、本業務に全て含めること。また、撤去した機器や備品については、産業廃棄物として法令等に基づき適切に廃棄処理し、後日廃棄に係るマニフェスト伝票、証明書及び証明写真を提出すること。なお、撤去に伴う撤去跡や損傷等はできる限り修復すること。

## 10 その他

この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないものなどは、考慮のうえ提案し実施すること。また、受注者は、次の事項に留意して本業務を履行するものとする。

- ・ 本業務に伴い知り得た秘密について、他に洩らさないこと。
- ・ 本業務の履行に際しては、安全確保、災害・公害防止、盗難防止等業務の管理に万全を期すとともに、データの漏洩、滅失等の予防に十分留意し、業務の信頼性、安全性の確保に努めること。
- ・ 引渡しを要さない発生材、不要となる機器等は、関係法令に従い受注者の責任において処分すること。
- ・ 本業務の履行に伴い発生する成果物は、すべて発注者の側に帰属するものとする。
- ・ 本業務における工事は、議会の閉会中にしか実施できない点に留意すること。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、発注者の指示に従うこと。
- ・ 本仕様書における要件は最低限のものである。これ以外でも創意を凝らした提案があり、かつ更新目的に有効なものがあれば積極的に提案すること。

## 【別紙1】システム仕様

### 1 基本要件

- ・ 議場システムの更新。
- ・ 委員会室映像機器の導入。
- ・ 出退庁表示設備の更新。
- ・ 議会インターネット映像配信業務の構築。
- ・ 議員控室や会議室、1Fロビーで議場や委員会室の映像が視聴できるように構築。
- ・ 更新する機器は、新品・未使用であること。
- ・ 改修は、極力最小限に努め、施工後は原型にすること。
- ・ 電源やケーブル等の配線については、極力目立たないように考慮すること。
- ・ システム構築上必要な配線や敷設方法などは、発注者と協議のうえ実施すること。
- ・ 専門的知識のない事務局職員であっても、簡単にシステム操作ができる機器及びシステム構成であること。
- ・ 機器等は、省電力、省スペース及び容易にメンテナンスができること。
- ・ 機器の収納は、操作性を最大限に考慮し、必要な箇所に機器収容部を設け機器を収容すること。
- ・ 機器及びシステム等は、(直近5年以内の)福岡県(九州圏)内の自治体へ導入実績があること。
- ・ 既存の機器については、発注者と協議のうえ撤去・廃棄すること。
- ・ 本仕様書によるシステム更新に係る工事費用を算出すること。  
(機器接続等に要するケーブル、コネクタ、資材等、配線作業、既存機器の再設定、撤去を含む)

### 2 構築概要

#### (1) 議場システム

制御システムはマイク・カメラ・テロップが連動するシステムとし、1名で操作できること。

##### ① マイク設備

- ・ 有線方式フルデジタル会議マイクシステムであること。
- ・ マイク設備及び制御システム等は、国内メーカー製であること。
- ・ マイク部は金属製とすること。
- ・ 発言可能時はマイク口元のランプが視認性の高い緑色に点灯すること。
- ・ マイクは着脱可能で、根元と口元が曲がる2段フレキに対応していること。また、風防を有し、抗菌・抗ウイルス施工を施すこと。
- ・ マイク部分の長さは、ロングタイプ(500mm以上)とすること。
- ・ マイク操作は一元管理できること。また、個別マイク設備で操作ができること。
- ・ マイクマイクユニットにスピーカーを有すること。
- ・ マイクマイクユニットにはオートゲイン機能を有し、マイク音量を自動調整ができること。また個別音量調整も可能なこと。

- ・ 議長のマイクユニットには発言解除機能を有すること。
- ・ マイクユニットには発言ボタン（発言申請ボタン）を有し、後述の⑥制御システムからの制御でマイクの ON/OFF が可能なこと。
- ・ マイクユニットには電子採決用のボタンを 3 個有し、後述の⑥制御システムと連動した電子採決への投票機能を有すること。
- ・ マイクコントロールユニットには、デジタルハウリングプロセッサー、ディエッサー、ローカットフィルター、パラメトリックイコライザーの機能を有すること。
- ・ マイクコントロールユニットには外部入力 7 系統、出力 5 系統以上有し、内部でマトリクスを構成できること。
- ・ マイクコントロールユニット本体で、USB と SD による同時録音もしくはリレー録音が可能であること。
- ・ マイクの音量・制御を点検するための自動点検機能を有すること。
- ・ 既設のマイク穴を使用しない場合は、プレート等で穴を隠すこと。
- ・ マイクの予備として、充電式のワイヤレスマイクとアンテナも準備すること。
- ・ マイク設備の音声は、拡声設備、オンエア映像切替設備、録音設備、録画設備、インターネット配信設備へ送信すること。
- ・ 既存音声認識ソフトが使用できるように、使用している音声認識用パソコンに音声出力ラインを提供できるようにすること。
- ・ 録音の予備として、集音マイクも準備すること。

## ② 録音設備

- ・ マイクコントロールユニットの録音以外にデジタルレコーダーを設置し、制御システムによる連動ができること。
- ・ デジタルレコーダーには、マイク音声、外部入力端子からの音声も録音できること。
- ・ デジタルレコーダーには、USB と SD で、同時録音もしくはリレー録音が可能であること。
- ・ 設置した集音マイクの音声を直接録音できるようにすること。
- ・ 録音機器それぞれに 32GB のメモリーカードを用意すること。
- ・ 瞬停や停電時に録画データが消失しないよう、一定時間の電源を確保できる無停電電源装置を設置すること。

## ③ 拡声設備

- ・ 議場内にスピーカーを設置し、均一で適正な拡声ができるようすること。
- ・ 上記スピーカーは、音声のノイズ、ハウリング等が起きないよう音質に十分配慮し設置すること。
- ・ 議場内スピーカー、傍聴席スピーカーからは、マイク音声の他、外部入力端子からの音声も拡声できること。

#### ④ カメラ設備

- ・ フルHD以上の旋回型カメラを設置すること。
- ・ SDIとHDMIを同時に出力できること。
- ・ 30倍以上の光学ズームレンズを有すること。
- ・ 手動操作ができるよう専用リモコンを附属すること。
- ・ 現状照明で十分な撮影ができる解像度・画素数であること。
- ・ 4台までカメラ映像を制御システムで切替えることができること。
- ・ ピクチャーインピクチャー機能を有し、制御システムでカメラ映像、及び外部入力端子映像を親画面、子画面に設定し映像出力できること。
- ・ カメラ映像にマイク設備からの音声を重畳させ出力できること。
- ・ 出力される信号は、カメラ映像に議案・議員名のテロップを重ねて、録画機器で録画、及び配信機器への出力ができること。
- ・ インターネット配信用にテロップ付きの映像出力をHD-SDI（オーディオエンベデット）の端子はBNCで準備すること。

#### ⑤ 録画設備

- ・ 業務用のハードディスク&ブルーレイレコーダーを1台設置し、外部制御できること。また、テロップ付きのオンエア映像（HD-SDI）を録画できること。
- ・ 録画映像を確認、操作できるモニターを設置すること。
- ・ 瞬停や停電時に録画データが消失しないよう、一定時間の電源を確保できる無停電電源装置を設置すること。

#### ⑥ マイク及びカメラ・テロップ等の制御システム

- ・ 制御システムは、システムの主軸となるマイク、及びカメラの機能・性能を熟知し、不具合時も原因調査が迅速にできるようマイク、及びカメラメーカー製のソフトウェアであること。
- ・ ソフトウェアはパソコンにインストールして導入すること。また、インターネット等の外部接続はしないこと。
- ・ パソコンのOSはWindows11 Proとすること。
- ・ 操作は液晶タッチパネル方式とし、マウス・キーボードでも操作ができること。
- ・ カメラ3台の映像と送出映像を同時にタッチパネル上に表示できること。
- ・ 座席レイアウトを表示したボタンを操作することで、マイク・カメラ・テロップが連動すること。
- ・ 座席レイアウトは複数パターン設定ができ、簡単に切り替えができること。
- ・ 座席の氏名登録や簡易な変更は、事務局職員が簡単な操作で追加・修正。削除ができること。
- ・ 同時発言者数は議長・演壇を含めて最大10本とすること。
- ・ カメラのパン・チルト・ズームの操作、プリセットの呼び出し（8つ以上）ができること。

- ・ 開会操作と同時に、録音・録画を開始し、終了操作と同時に録音・録画を停止すること。
- ・ 録音、録画機器の残量が少なくなった場合は、アラートすること。
- ・ テロップ機能は、議員氏名及び執行部役職・職員氏名をあらかじめ登録しておき、マイクとカメラの連動したボタン操作から映像表示ができること。
- ・ 議員氏名及び執行部役職・職員氏名以外に、議案のテロップ表示ができること。
- ・ テロップ内容は、事務局職員が随時、簡単な操作で登録・変更・追加ができること。なお、文字は、J I S 第 2 水準及び外字に対応すること。
- ・ 議員及び執行部の人的データ、議場内表示用の議案データ、メッセージデータはテキスト形式又はCSV形式で、インポート・エクスポートできること。
- ・ 制御システムに障害が生じた場合でも、コントロールユニットを再起動することでマイクの使用及び音声録音が再開でき、議会運営に支障をきたさないこと。
- ・ 制御操作画面、及び議場内表示設備へ表示される議案、発言残時間、現在時刻はカラーユニバーサルデザイン認証の色使いであること。
- ・ 場内表示は事前登録した議事進行に沿った内容を簡単に表示する機能を有すること。
- ・ 採決は、無記名投票、記名投票機能 に対応すること。
- ・ 採決結果は、議案ごとに賛成・反対の集計結果を記録し、データ出力できること。
- ・ 開会前、休憩中、閉会後は、議会中継以外の映像を送出できること。
- ・ マイク点検機能、システム点検機能を有し、ログを出力できること。
- ・ 操作席には、タッチパネルとは別に映像確認モニターを設置し、オンエア映像を確認できること。
- ・ 瞬停や停電を考慮し、一定時間の電源を確保できるように無停電電源装置を設置すること。

#### ⑦ 議場内表示設備等

- ・ 議場内にフルHD以上の解像度を有する大型モニター（65型以上）を壁掛け設置すること。なお、壁面の強度に配慮し設置すること。
- ・ 議長席、局長席、質問席、小型モニター（10型程度）を設置すること。
- ・ 大型モニター、及び小型モニターには議案、発言残時間、現在時刻、電子採決結果、カメラ映像、外部入力端子などの映像を表示できること。

### (2) 委員会室映像機器

#### ① カメラ設備

- ・ フルHD以上の業務用ビデオカメラ（三脚）を2セット準備すること。
- ・ カメラ本体に既存マイクシステムからの音声を取り込み、撮影した映像にエンベデットし、出力ができること。
- ・ カメラはSDIとHDMIを出力できること。

- ・ 256G のSDカードを用意し、映像を保存できること。
- ・ カメラは現状照明で十分な撮影ができる解像度・画素数であること。
- ・ 全員協議会室、第1委員会室、第2委員会室（以下、委員会室3部屋）の最低同時2カ所の映像を撮影し、出力できるように構築すること。

## ② その他

- ・ 委員会室3部屋で撮影した映像の出力を、同フロアの議員控室と会議室で傍聴者に視聴できるようにすること。
- ・ 将来、委員会をインターネットで配信することも含めて配線しておくこと。
- ・ 各部屋の映像配線は、コンセントなどを設置して整理すること。

## (3) その他構築

### ① 出退庁表示システム

- ・ 議員等の出退庁情報を表示するためのソフトウェアであること。
- ・ 専用のLAN上に構築されたシステムであること。
- ・ ソフトウェアはパソコンにインストールして導入すること。
- ・ パソコンのOSはWindows11 Proとすること。
- ・ 議員名を表示する札は縦札と横札を選択できること。
- ・ カラーユニバーサルデザイン認証の色使いであること。
- ・ 出退の操作端末はタッチパネルディスプレイであること。
- ・ 発注者の設備である自火報設備や非常放送設備からの信号を受信することができ、火災発生時に非常通知画像を表示できること。
- ・ 専用アプリケーションを使用せず、Webブラウザで出退状況の確認ができること。
- ・ 1つの画面に、最大60人までの出退表示が出来ること。
- ・ 複数パターンの出退表示が登録できること。
- ・ 瞬停や停電時にデータの消失やシステムに障害が発生しないよう、一定時間の電源を確保できる無停電電源装置を設置すること。

### ② 議会インターネット映像配信業務

- ・ 議場の映像をインターネットで配信できるように準備すること。
- ・ インターネット配信に必要な機器は、本更新業務ではなく、運用業務委託に含むものとする。また、仕様詳細は、別紙「**篠栗町議会インターネット映像配信業務委託 実施要領**」に記載する。（配信業務の運用に関する契約は別途行うため、本業務には初期準備費用のみ含めること。）

### ③ 議員控室

- ・ 議場内及び委員会室の映像が視聴できるよう、ディスプレイ（43型以上）を壁掛けで準備すること。
- ・ 出退庁表示用に、ディスプレイ（43型以上）を壁掛けで準備すること。

④ 事務局室、3F 廊下

- ・ 出退庁表示用に、ディスプレイ（43 型以上）を壁掛けで準備すること。

⑤ 1F ロビー、2F

- ・ 議場内の映像が視聴できるよう、配線と HDMI の出力を準備すること。モニターは既存のものを使用する。

(4) 保証

- ・ 引き渡しの日から起算して1年以内に生じた調整不良及び故障で、受注者の責任と見なされるものについては、受注者は直ちに無償修理、または代替品を設置すること。
- ・ 保証期間を過ぎたものであっても、受注者の責任に帰する場合は、無償で修理をすること。ただし、受注者の責任以外とみなされた場合は、発注者と協議すること。

(5) 操作研修及び運用

- ・ 更新完了後、操作マニュアルを作成し提出すること。
- ・ 運用開始前に、事務局職員に操作の説明をすること。説明の内容は撮影を許可すること。
- ・ システム導入後、初回の議会定例会における本会議の初日においては、システム操作に精通した者が立ち会うこと。

(6) 仕様書の疑義等

- ・ 本仕様書の内容について、不明確な点や不足している事項等の疑義が生じた場合には、担当者との協議のうえ明確化するものとし、受託者の一方的な解釈によつてはならない。



## 別紙 2 主要機器構成リスト

機器の構成については、本仕様書にある目的を達成できる機器構成であること。

(型番は参考型番とし、同等以上の性能を有するものとする)

### (1) 議場システム

#### ① マイク設備

機器	数量	仕様
会議マイクユニット (PM-T51)	36 台	操作ボタン：発言ボタン、セレクトボタン、 -ボタン、+ボタン（投票機能あり） モニター：0.1W 以上
上記用ロングマイク (PM-TA5L)	36 本	マイク：バックエレクトレット・コンデンサー型、 単一指向性、ランプ付 マイク感度：-40dB マイク長さ：500mm 以上
補修プレート (特型)	必要数	・必要数 ・現行マイク撤去後の補修に使用
ジャンクションボックス (PM-X50)	必要数	会議ライン入力：1 系統 会議ライン出力：2+1 系統（幹線） ※電源ユニットを用意すること。
マイクコントロールユニット (PM-M550)	1 台	マイクユニットの制御 デジタルプロセッサ内蔵（ハウリングサプレッサー、 ディエッサー、ローカットフィルター、パラ メトリックイコライザー、スペクトラムアナライ ザー）、自動マイク・スピーカー点検機能内蔵。 無線アダプター搭載を搭載すること。 ラックマウント式
デジタルワイヤレスマイク	2 本	デジタル方式、導入時にハンドもしくはピン型を 指定する。※充電器含む、
集音マイク (AT875R)	2 本	マイク：バックエレクトレット・コンデンサー型 超指向性 マイク感度：-30dB
USB オーディオインターフェース (RUBIX22)	1 台	既存音声認識 PC へ USB で音声を出力

#### ② 録音設備

機器	数量	仕様
メモリーオーディオレコーダー (SS-R250N)	2 台	録音・再生メディア：SD カード、USB 録音・再生フォーマット：WAV、MP3 ラックマウント式

### ③ 拡声設備

機器	数量	仕様
デジタルパワーアンプ (PS-DA1504)	1 台	定格出力：150W × 4ch 周波数特性：20Hz～20kHz 歪率：0.2%以下 ラックマウント式
ラインアレースピーカー (PS-S30W)	4 台	定格入力：1W(10kΩ)、3W(3.3kΩ)、 6W(1.7kΩ)、40W(8Ω) 周波数特性：200Hz～18kHz

### ④ カメラ設備

機器	数量	仕様
HD インテグレートドカメラ (KY-PZ100)	3 台	撮像素子：1/2.8 型 プログレッシブ CMOS レンズ：光学 30 倍ズーム、F1.6～F4.7 最低被写体照度：0.2lx（ノーマルモード時） 出力：HD-SDI、HDMI
リモートカメラコントローラー (RM-LP100)	1 台	リモートカメラ制御：接続台数 100 台、プリセッ ト数 100 ジョイスティック付のタッチパネル式

### ⑤ 録画設備

機器	数量	仕様
業務用 BD レコーダー (DMR-T5000UR)	1 台	HDD 容量：4,0TB 以上 外部制御が可能 ラックマウント式

### ⑥ マイク及びカメラ・テロップ等の制御システム

機器	数量	仕様
デスクトップ PC (ESPRIMO PC)	1 台	OS：Windows11 Pro CPU：インテル®Core™i7 プロセッサ以上 メモリー：8GB 以上 SSD：128GB 以上
マルチタッチ液晶モニター (FDF2121WT-ABK)	1 台	画面サイズ：21 インチ以上 投影型静電容量（PCAP）方式
液晶モニター (GD-W213L)	1 台	画面サイズ：21 インチ以上
会議システムソフトウェア (TZ-PM5003VC)	1 式	必要ライセンスを含む
タイトルジェネレーター (STG-101)	1 台	タイトルは 10 行固定表示または 1 行水平スクロ ール移動表示 文字は JIS 第一、第二水準+拡張文字の 7,324 文 字より選択可

		<p>最長 28 文字×10 行×512 ページのタイトルをプリセット可</p> <p>4 種類の文字サイズを選択可</p> <p>ラックマウント式</p>
ビデオスイッチャー (V-60HD)	1 台	<p>マルチビューディスプレイ機能、ピクチャーインピクチャー機能搭載</p> <p>オーディオエフェクト機能 (EQ、ディレイ、HPF) を搭載、本体オーディオエンベデッド可能</p> <p>映像エフェクト機能 (切り替え、合成、DSK、静止画再生、静止画キャプチャー、テストパターン出力) を搭載</p> <p>6 入力 3 出力 (入力: 1080i、1080p 混在可能)</p>
マルチスイッチャー (MSD-6204)	1 台	<p>8 入力 4 出力</p> <p>映像入力信号</p> <p>HDMI/DVI: 6 系統</p> <p>HDBaseT: 2 系統</p> <p>映像出力信号</p> <p>HDMI/DVI・HDBaseT 切替使用: 4 系統</p> <p> HDCP 1.4</p> <p>スキャンコンバーター搭載</p>
主電源ユニット (AV-P250S)	1 台	<p>ノイズフィルター: サージノイズフィルター、ラインノイズフィルター</p>
ラック	必要数	

⑦ 議場内表示設備

機器	数量	仕様
65 型液晶ディスプレイ (LCD-ME651)	3 台	<p>議場内設置壁掛け (金具含む)</p> <p>残時間・最終映像・採決結果を切り替えて表示</p>
10.1 型液晶モニター (LCD1017)	3 台	<p>議長席・局長席・質問席の卓上設置</p> <p>残時間表示</p>

(2) 委員会室映像機器

① 業務用ビデオカメラ

機器	数量	仕様
4Kメモリーカードレコーダー (GY-HM185)	2式	出力：HD-SDI、HDMI ハンドルユニット、三脚（150cm以上）含む ストレージ部：2スロット（SDHC/SDXC） 電源：DC12V（ACアダプター時） / DC7.4V（バッテリー時） INPUT：LINE、MIC、AUX、AV
セレクター (HS-41A)	2台	4入力2分配出力 フロント・パラレルリモート独立キーロック機能 入力検出表示機能、最終状態のバックアップ機能 入力映像検出による自動選択（オートスキャンモード）機能

(3) その他構築

① 出退庁表示システム

機器	数量	仕様
出退表示用パソコン (ESPRIMO PC)	1台	OS：Windows11 Pro 以上であること。 CPU：インテル® Core™ i5 プロセッサ以上 メモリー：8GB 以上 SSD：256GB 以上
出退表示用ソフトウェア (TZ-SIGN)	1式	必要ライセンスを含む
出退操作端末 (FDF2382WT-AL)	1台	パネルサイズ：23型 推奨解像度：1920 x 1080（アスペクト比 16:9） 表示色：1920 x 1080（アスペクト比 16:9）

② インターネット配信

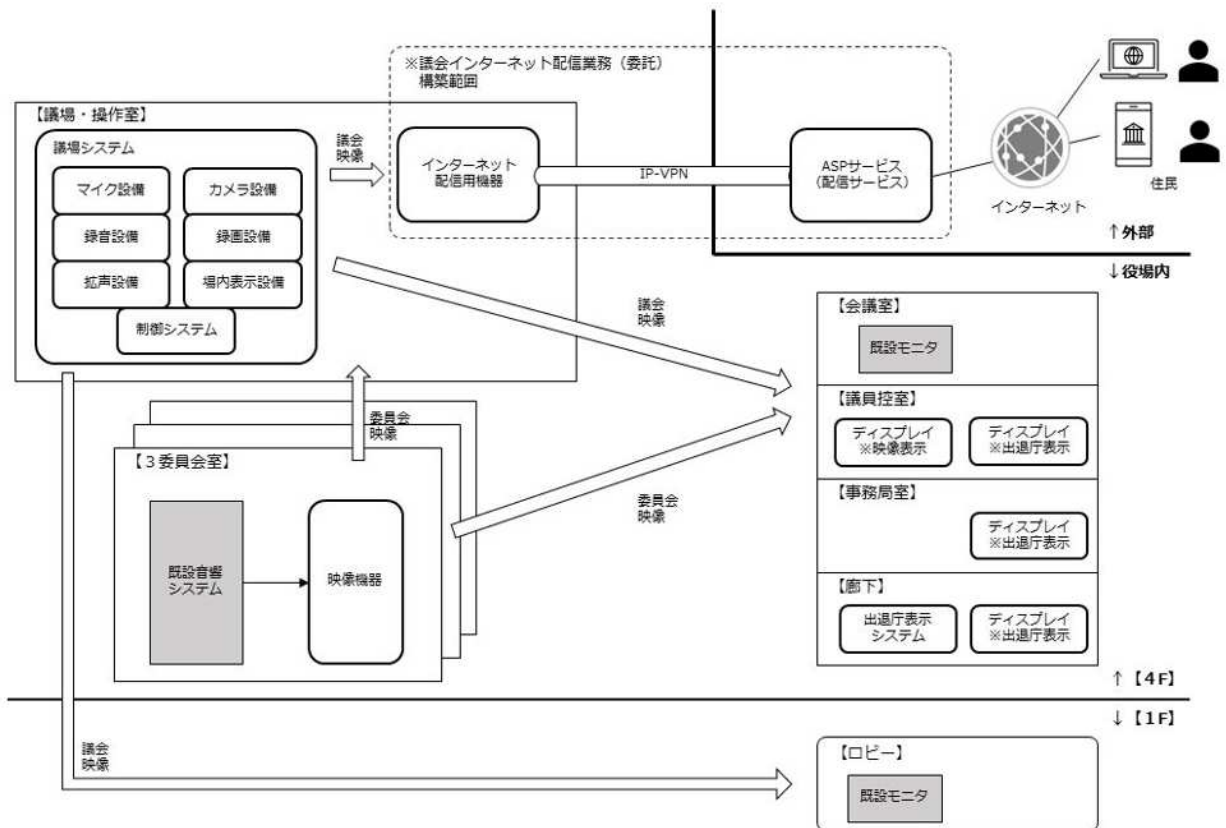
機器	数量	仕様
エンコード機器類	1式	本業務ではなく、運用業務委託を含む 貸出機器

③ 議員控室

④ 事務局室、3F廊下

機器	数量	仕様
43型液晶ディスプレイ (LCD-ME431)	4台	端子：HDMI2 入力、DisplayPort、LAN、USB 輝度（最大値）：400cd/m <sup>2</sup> コントラスト比：1200:1 視野角：左右 178° 上下 178° 表示画素数：3840×2160 壁掛け金具含む

別紙3「構成イメージ」(参考)



※灰色部分が既存設備。その他箇所の構築と配線の提案行うこと。(詳細は仕様書を確認すること)

## 別紙「篠栗町議会インターネット映像配信業務 実施要領」

### 1 運用形態について

- (1) 受託者は委託者の指示を受け、篠栗町定例会及び臨時会の審議状況をインターネット経由でライブ配信及び VOD 配信を行う、そのための映像配信に係る機器の設置、映像配信及び運用管理業務の委託を行うものである。
- (2) 議会映像配信運用に当たって必要な機器、機材及びソフトウェア等については、受託者が調達し、受託者が管理運用を行うこと。  
この業務は ASP サービスとして業務委託する。
- (3) 一般視聴者がライブ配信の視聴や VOD コンテンツの検索および視聴が簡単にできる議会映像配信専用のサイトを提供すること。
- (4) 映像配信業務で提供される議会映像配信サイト、ライブ配信映像、VOD 配信映像は一般に広く使用されている Windows、macOS、iOS、Android 等の端末で利用、視聴ができること。  
ただし、各 OS の全てのバージョンでの動作保証を求めるものではない。
- (5) 委託者は視聴者がライブ配信、VOD 配信を視聴した件数の集計レポートを、専用のサイトから閲覧できること。
- (6) 受託者は議会映像配信サイトのデザイン、画像、色合いに関して、委託者の意向を反映して作成すること。
- (7) 障害などが発生した際、現地対応が必要な場合には 1 時間程度で駆けつけて復旧対応ができる体制であること。
- (8) 広告の表示やアカウントまたはチャンネル削除の可能性があるような動画共有プラットフォームを用いる配信は使用しないこと。
- (9) ライブ映像及び VOD 映像の配信方式はストリーミングとすること。

### 2 ライブ配信に関わる要件

- (1) 既設映像、音響設備からの映像、音声をソースとして、インターネットへライブ配信すること。
- (2) ライブ配信のビットレートは 500Kbps 程度とすること。
- (3) ライブ配信を視聴するページには当日の質問者名、質問項目等が表示されること。

- (4) 委託者側に設置するエンコーダは受託者の管理する VPN 網のネットワーク内に配置すること。  
その際、セキュリティを考慮し、インターネット VPN は使用しないこと。また、委託者のネットワークには接続しないこと。
- (5) エンコードにソフトウェアを使用する場合、使用するエンコードソフトウェアはメーカーの開発が継続されており、最新の OS での稼働がメーカーより提示されていること、またメーカーからの製品サポート期間内であること。

### 3 VOD 配信に関わる要件

- (1) ライブ配信により生成される映像をもとに、代表質問および一般質問については議員の質疑応答を 1 コンテンツに編集し、開会、閉会および臨時会など開催時間の短い会議については開催日（もしくは午前、午後）を 1 コンテンツに編集すること。
- (2) VOD 配信映像は、会議開催日の翌日から起算して 6 営業日までに事前公開サイトに登録すること。
- (3) VOD の公開前に公開内容を確認する為に、公開サイトと同じ機能の事前公開サイトを用意すること。  
事前公開サイトは ID、パスワードにより保護されていること。  
委託者による公開前確認を受け、承諾を得ること。
- (4) VOD 配信を視聴するページには質問者名、質問項目等が表示されること。
- (5) VOD 配信は過去 5 年間分および当年度分のコンテンツが公開されること。
- (6) 会議開始前、会議終了後および休憩中の映像が不用意に視聴されないように VOD 配信映像の編集は映像自体をカット編集すること。
- (7) VOD の再生時には 2 倍速、1.5 倍速、1 倍速、0.5 倍速での再生が Windows、macOS、iOS、Android から可能であること。
- (8) 定例会は、聴覚に障害を持つ視聴者のために VOD 再生ページ上に字幕を付与させること。字幕の原稿データは委託者より提供するものとするが、付与に関する作業の内容・日程に関しては、委託者と受託者間で別途協議するものとする。

### 4 議会映像配信サイトに関わる要件

- (1) ライブ配信および VOD 配信の検索、視聴をパソコンに不慣れな方でも分かりやすく操作できる専用の議会映像配信サイトを提供すること。
- (2) パソコン、スマートフォン等のそれぞれに適した構成のページを自動的に選択して表示させること。

- (3) 視聴者が VOD コンテンツを検索する場合には、会議名称、議員名等で検索できること。
- (4) 議員名に変更があった議員を議員名検索から選択した場合、旧議員名の時代に質疑した映像も一緒に一覧できること。(名寄せ抽出)
- (5) 検索結果の一覧画面には当該議員の顔写真の表示を可能とすること。
- (6) 議員名検索結果等の画面に対して議員のホームページやブログなどの外部サイトからのリンクを許し、閲覧ができること。
- (7) 映像再生画面ではシークバーを操作することで、任意の位置より視聴できること。
- (8) 議会映像配信サイトはユニバーサルデザインを十分考慮してウェブアクセシビリティが確保された画面デザインであること。
- (9) 議会映像配信サイトは音声ブラウザの利便性も考慮してページの構成にフレーム機能およびプルダウンメニューは使用しないこと。
- (10) 議会映像配信サイトは W3C の構文チェックをパスすること。機能上、どうしても回避できないことが認識されている場合には事前に委託者に申告し承認を受けること。
- (11) 議会映像配信サイトは全ての閲覧ページの暗号化及び電子証明書による認証（常時 S S L 化）に対応すること。

## 5 アクセス報告に関わる要件

- (1) 受託者は視聴者からのアクセス管理を行い、視聴アクセスを集計表示できる委託者専用サイトを提供すること。任意の年、月および集計種別を選択することで 24 時間以前の視聴アクセスを集計表示すること。
- (2) 委託者専用サイトは ID、パスワードの認証を必要とすること。
- (3) 委託者専用サイトは全ての閲覧ページの暗号化及び電子証明書による認証（常時 S S L 化）に対応すること。
- (4) ライブ配信のアクセス集計表は各時間帯別、主な OS 別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。
- (5) VOD 配信のアクセス集計表は各時間帯別、コンテンツ別、議員名別、主な OS 別のアクセス数を月間の日毎に集計すること。
- (6) サイトに表示された集計表は同じ構成で CSV ファイルとしてダウンロードでき、EXCEL などの表



計算ソフトに読み込むことができること。

(7) 集計表はブラウザの標準印刷機能で印刷が可能であること。

## 6 運用に関する要件

(1) 受託者は議会の運営および映像配信業務に精通している要員で構成されたサポート窓口を設けていること。このサポート窓口は常設されており、定例会時期以外でも受け付け可能であること。

(2) 毎定例会前には受託者による議会映像配信に関する一連の動作確認を行うこと、日程および確認方法については事前に委託者の承諾を得ること。

(3) 会期中、会議当日の朝には必ず、委託者側エンコーダとの通信確認を行うこと。

(4) 受託者は委託者側に設置するエンコーダの状態確認、保守・メンテナンスを遠隔から操作可能であること。

(5) 設備メンテナンスなどでサービスの停止を行う場合にはあらかじめ委託者に連絡の上行なうこと。

(6) 受託者は議会映像配信サイトの細部のデザインや色の変更等に関して、契約期間中は委託者の意向を受け、可能な範囲で対応すること。

(7) 設備及び運用においてセキュリティには万全の配慮を行うこと。

(8) 視聴者から議会映像配信について問い合わせ等があった場合、受託者は委託者の回答等の支援を行うこと。

(9) 定例会、臨時会終了後、VOD 公開されている映像ファイルを提出すること。

## 7 その他の要件

(1) ライブ配信、VOD 配信のネットワークおよび配信設備は同時 500 ユーザ程度の視聴を可能とすること。

(2) 映像配信拠点は地理的冗長性を考慮し、異なる地域に設置すること。

(3) 委託者側に設置するエンコーダ等で操作が必要になる場合には現地にて操作説明会を実施すること。また、運用手順や操作マニュアルを作成し、印刷物を提示すること。

(4) 仕様書に定めのない事項については委託者、受託者間で別途協議する。

以上